２０１９．９

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）
愛称　リート王

追加型投信／国内／資産複合

2019.9.18

投資信託説明書（請求目論見書）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

１．明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）（以下「当ファンド」という。）の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2019 年 9 月 17 日に関東財務局長に提出しており、2019 年 9 月 18 日にその届出の効力が生じております。

２．投資信託は、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。

３．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

４．当ファンドに関する詳細な情報は下記のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

５．本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書)です。

６．ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページ（URL:　http://www.myam.co.jp/）

発行者名　　：　明治安田アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名　：　代表取締役社長　　大崎　能正
本店の所在の場所　：　東京都港区虎ノ門三丁目４番７号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所　：　該当事項はありません。

明治安田アセットマネジメント株式会社

―目次―

第一部【証券情報】 1

第二部【ファンド情報】 3

第１【ファンドの状況】 3

１【ファンドの性格】 3

２【投資方針】 9

３【投資リスク】 18

４【手数料等及び税金】 22

５【運用状況】 27

第２【管理及び運営】 34

１【申込（販売）手続等】 34

２【換金（解約）手続等】 35

３【資産管理等の概要】 36

４【受益者の権利等】 40

第３【ファンドの経理状況】 41

１【財務諸表】 43

２【ファンドの現況】 55

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 56

第三部【委託会社等の情報】 57

第１【委託会社等の概況】 57

約款

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）（以下「当ファンド」ということがあります。）

※愛称として、「リート王」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

②当初の１口当たり元本は、１円（１万口当たり元本金額1万円）です。

③当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

上限　2,000億円とします。

（４）【発行（売出）価格】

①取得申込受付日の基準価額※とします。

②取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後３時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

③基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た１口当たりの価額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。

（５）【申込手数料】

①申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額に、3.24％（税抜3.0％）＊を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問合わせください。

＊消費税率が10％となった場合は3.3％（税抜3.0％）となります。

②分配金再投資コース※の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

（６）【申込単位】

①販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

②当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問合せください。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、１口単位とします。

※販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

（７）【申込期間】

2019年9月18日から2020年3月17日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

※販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「（８）申込取扱場所」をご参照ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

①申込証拠金

該当事項はありません。

②本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③決算日

毎月18日（休業日の場合は翌営業日）

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）は、不動産投資信託証券および日本国債に投資することにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

②当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
		株　　式
単位型	国　　内	債　　券
	海　　外	不動産投信
追加型	内　　外	その他資産（　　）
		資産複合

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 　（　　） 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合 　（その他資産（投資信託証券（不動産投信））、公債　） 　資産配分固定型 　資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （　） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	 ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

資産複合（その他資産（投資信託証券（不動産投信））、公債　（資産配分変更型））

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産である投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）のうち複数の資産による投資収益を実質的源泉とし、組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

（注）上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：https://www.toushin.or.jp/）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：上限　2,000億円

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

特色① 主としてJリートへの投資を行い、市場動向によっては投資配分(アロケーション)の変更を行います。

●マザーファンドへの投資を通じてわが国の金融商品取引所に上場（それに準ずるものを含みます。）されているリート（不動産投資信託証券）への投資を行います。

●リスク抑制の観点からイールドスプレッド（利回り格差）※等の変動に応じてリートの組入比率を調整します。

●リートの投資配分を低下させた部分については日本国債に配分します。

※イールドスプレッド（利回り格差）とは、Ｊリート分配金利回りから10年日本国債利回りを差し引いた値のことをいいます。

◆Ｊリート（Ｊ－ＲＥＩＴ）について◆

ＲＥＩＴ（リート）とは、不動産投資信託のことをいいReal Estate Investment Trustの略称です。一般的に日本（Ｊapan）の不動産投資信託のことをＪリートいいます（Ｊリートは上場金融商品です。）。

<リートの投資イメージ図>

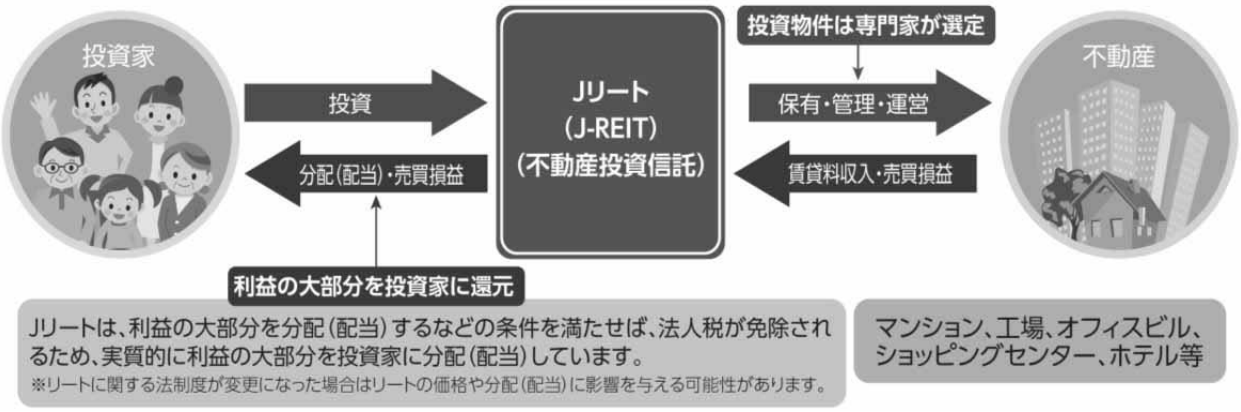

特色② 投資配分の変更は、Jリート市場の割高・割安局面を判断して行います。

●リートの組入比率変更により価格変動リスクを抑えた運用をめざします。
●リートと日本国債の利回り格差等を考慮してＪリートの組入比率を変更します。

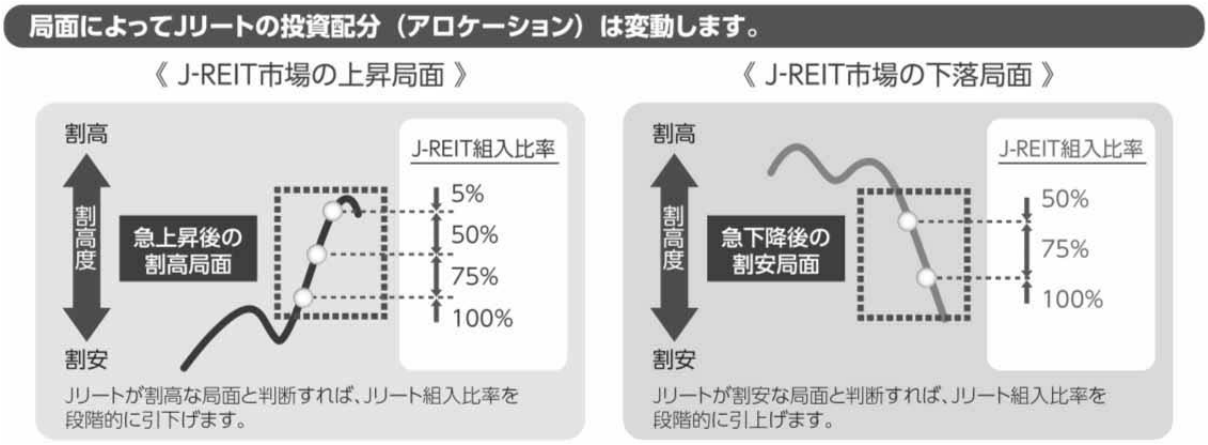

割高局面・割安局面については、流動性リスクや信用リスク等も考慮し、委託会社が判断して決定します。
※上図は当ファンドの運用イメージ図であり、今後の投資成果を示唆するものではありません。

資金動向、市況動向等によって前記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2011年６月30日　信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。また、ファンドはマザーファンドへの投資比率を抑制する場合には直接、日本国債に投資を行います。

※「ファミリーファンド方式」とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

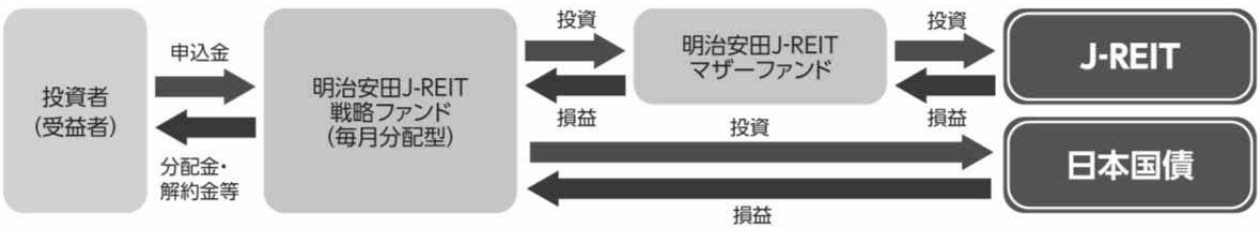

※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）　：　明治安田アセットマネジメント株式会社
   信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）　：　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
   信託財産の保管・管理業務等を行います。
   （受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
   ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。

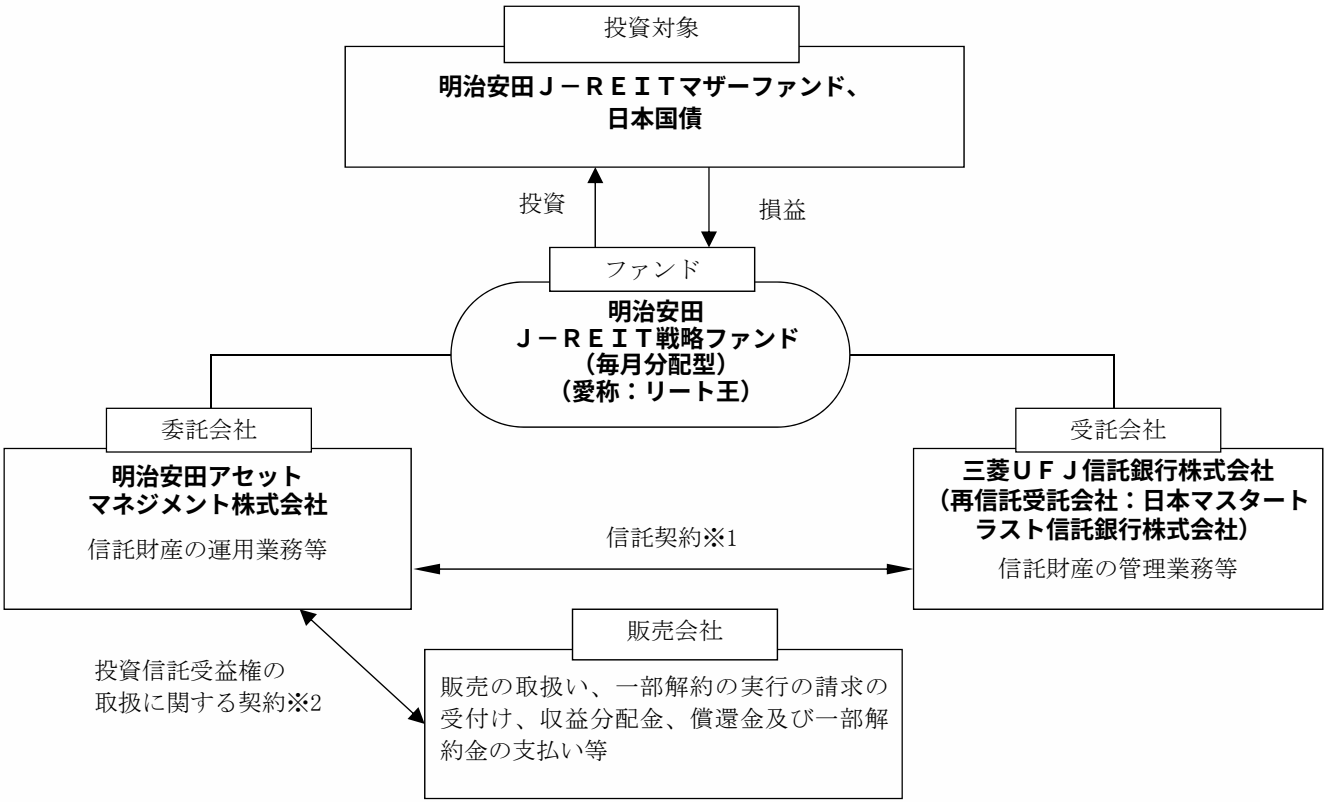

※1　信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2　投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在）　　10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月　コスモ投信株式会社設立

1988年10月　ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年２月　商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年７月　明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年４月　商号を「ＭＤＡＭアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月　安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内２－１－１	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ，60323 フランクフルト・アム・マイン，ボッケンハイマー・ラントシュトラーセ 42－44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町２－２－２	87株	0.46%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①運用方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

②投資対象

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド受益証券および日本国債を主要投資対象とします。

③投資態度

1. 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の金融商品取引所に上場（それに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券※（以下「Ｊ－ＲＥＩＴ」および「Ｊリート」ということがあります。）への投資を行います。
   ※一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。
2. リスク抑制の観点からイールドスプレッド（利回り格差）の変動に応じてマザーファンド（Ｊ－ＲＥＩＴ）の組入比率を調整します。
3. Ｊ－ＲＥＩＴの組入比率を抑制する場合は、主として日本国債に投資を行います。
4. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
   ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
   ニ．金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として「明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
7. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
8. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
9. コマーシャル・ペーパー
10. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有す

るもの

11．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

12．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

13．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

14．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

15．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

16．外国法人が発行する譲渡性預金証書

17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19．外国の者に対する権利で前18．の有価証券の性質を有するもの

なお、1．から5．までの証券および10．ならびに15．の証券または証書のうち1．から5．までの証券の性質を有するものおよび12.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、11．および12．の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前5．の権利の性質を有するもの

（参考）マザーファンドの概要

「明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド」

運用の基本方針

１　基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

２　運用方法

（１）投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（それに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託証券※を主要投資対象とします。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。

（２）投資態度

①Ｊ－ＲＥＩＴへの投資を通じ、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指します。

②Ｊ－ＲＥＩＴの個別銘柄の組入れにあたっては、マクロ動向、不動産市況、個別銘柄の定量・定性面について分析し、投資対象銘柄の選定およびポートフォリオの構築を行います。

＜マザーファンドの運用プロセス＞

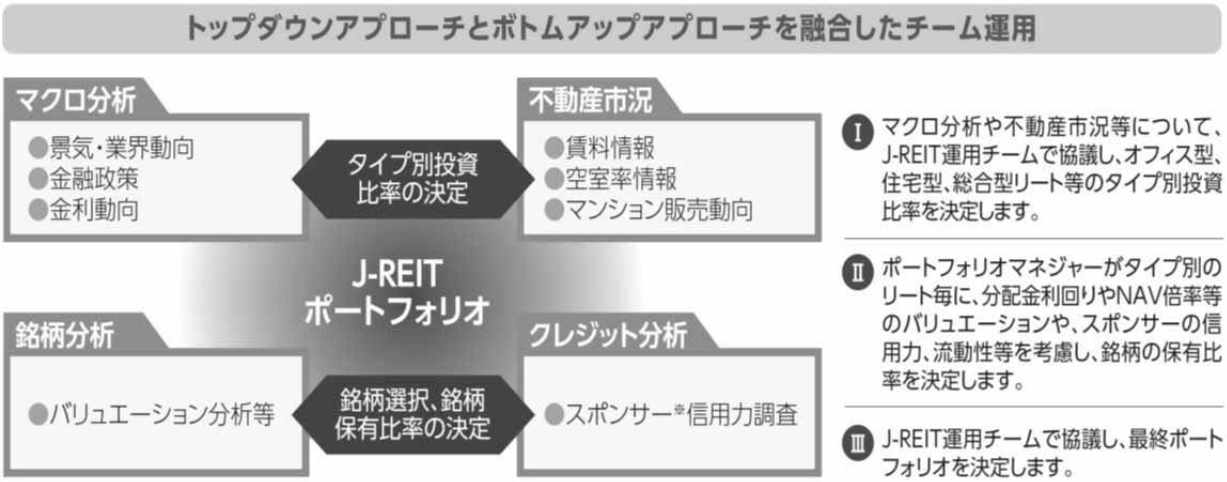

1. マクロ分析や不動産市況等について、Ｊ－ＲＥＩＴ運用チームで協議し、オフィス型、住宅型、総合型リート等のタイプ別投資比率を決定します。
2. ポートフォリオマネジャーがタイプ別のリート毎に、分配金利回りやＮＡＶ倍率等のバリュエーションや、スポンサーの信用力、流動性等を考慮し、銘柄の保有比率を決定します。
3. Ｊ－ＲＥＩＴ運用チームで協議し、最終ポートフォリオを決定します。

③Ｊ－ＲＥＩＴの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②株式への直接投資は行いません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

④不動産投信指数先物取引および有価証券先物取引等は約款の所定の範囲で行います。

⑤スワップ取引は約款の所定の範囲で行います。

（3）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

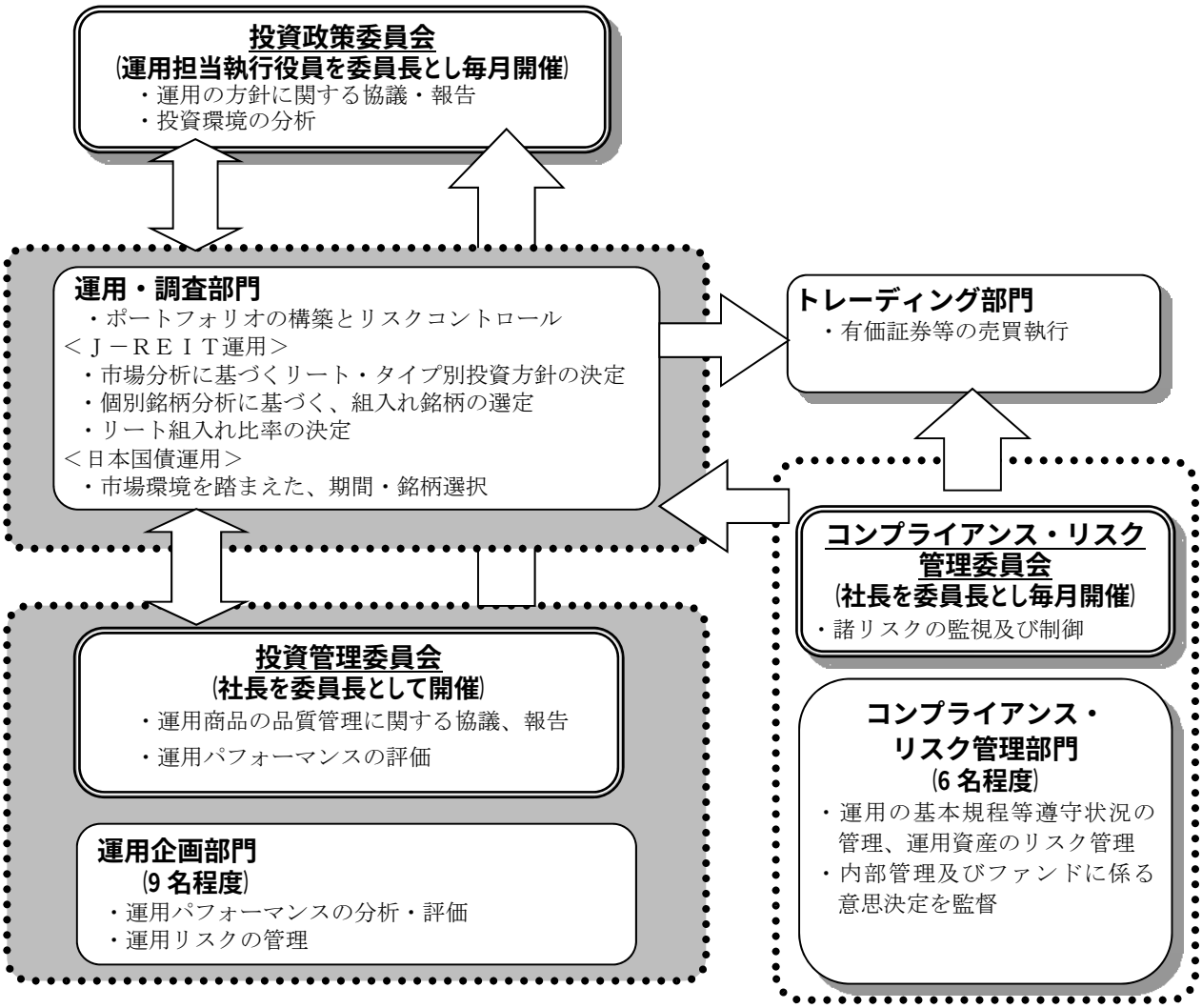

● ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約及び信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。 ● ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ（http://www.myam.co.jp/）の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

＜受託会社に対する管理体制＞

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（4）【分配方針】

①収益分配方針

毎月18日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
   a. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
   b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

●収益分配金に関する留意事項●

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

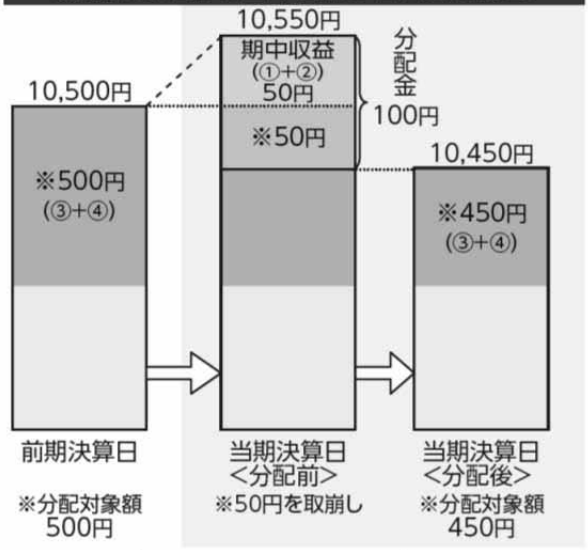

（前期決算日から基準価額が下落した場合）

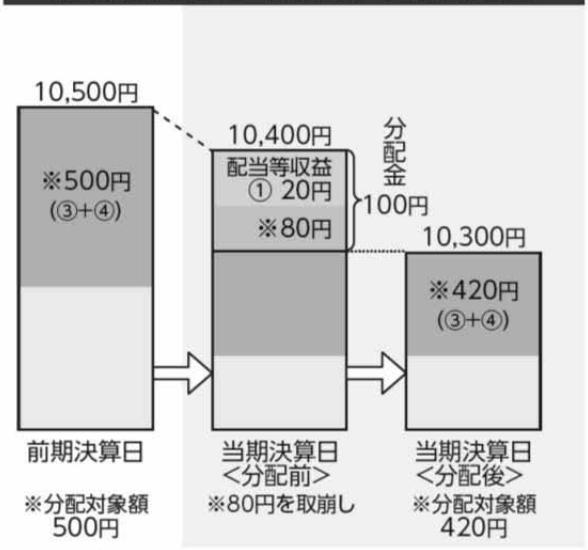

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

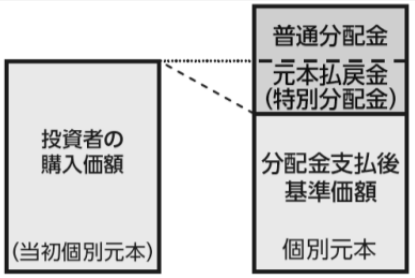

※元本払戻金（特別分配金）は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）

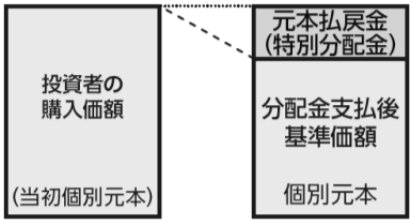

普通分配金…個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）…個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後述の「4　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご覧ください。

（５）【投資制限】

＜投資信託約款に基づく主な投資制限＞

①投資信託証券への実質投資割合

マザーファンドを通じて行う投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

②株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

③外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

④信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑤先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）のうちわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4．前3．においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦金利先渡取引の運用指図

1．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑧デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨有価証券の貸付けの指図および範囲

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えない範囲内で貸付けの指図をすることができます。
2．上記1．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩公社債の空売りの指図範囲

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において信託財産に属さない公社債または下記⑪の規定により借り入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2．上記1．の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額

の範囲内とします。

3．信託財産の一部解約等の事由により、上記2．の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑪公社債の借入れ

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2．上記1．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3．信託財産の一部解約等の事由により、上記2．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

4．上記1．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑫資金の借入れ

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2．一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

3．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

4．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜法律等で規制される投資制限＞

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスクと留意点

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）は、マザーファンドを通じてリート（不動産投資信託）、あるいは直接公債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下のとおりです。

①値動きの主な要因

1. リートのリスク

賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。

また、リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

※上記はリートの持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

3. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②その他のリスク・留意点

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行う部分があります。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の

基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

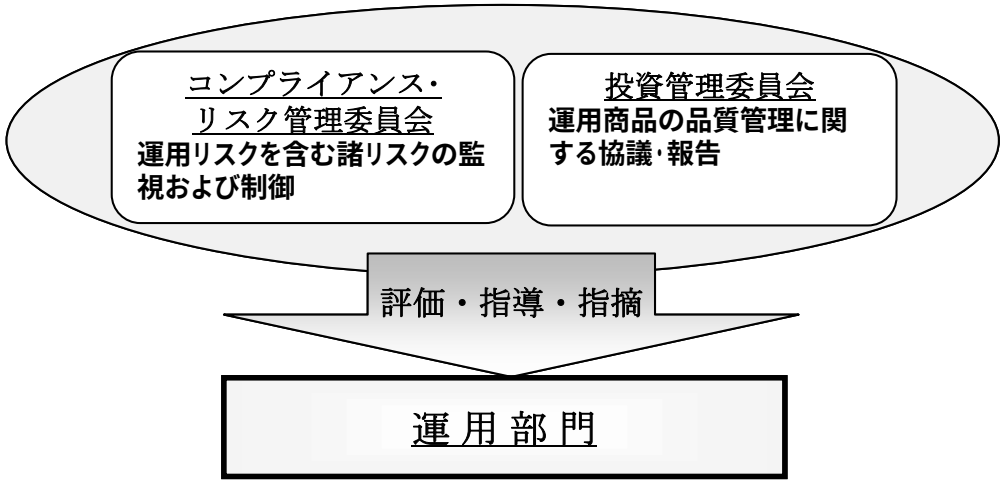

※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

（３）参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

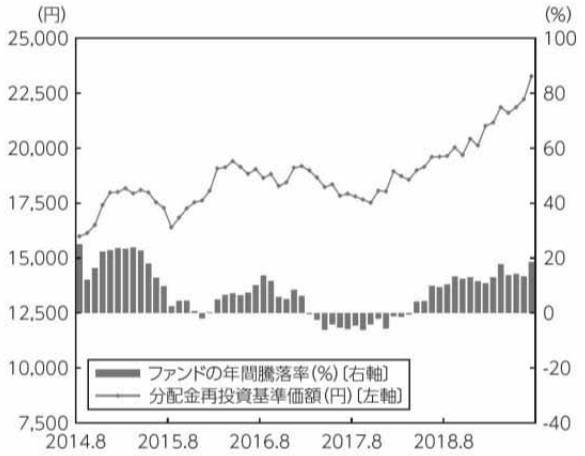

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2014年8月～2019年7月

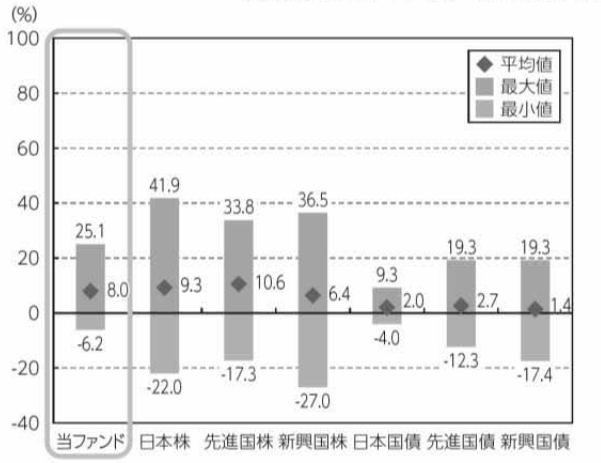

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

＜代表的な資産クラスの指数について＞

東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。
東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などＴＯＰＩＸに関する全ての権利およびＴＯＰＩＸの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はＴＯＰＩＸの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの指数値の算出若しくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はＴＯＰＩＸの商標の使用若しくはＴＯＰＩＸの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI-KOKUSAI は、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA－BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JP モルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、ＪＰモルガンの知的財産です。ＪＰモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額に、3.24%（税抜3.0%）＊を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます（以下同じ。）。

＊消費税率が10%となった場合は3.3%（税抜3.0%）となります。

②分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づき収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

（2）【換金（解約）手数料】

①解約手数料はありません。

②信託財産留保額は、解約請求受付日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額とします。

※「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

（3）【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年0.972%（税抜0.9%）＊の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

＊消費税率が10%となった場合は年0.99%（税抜0.9%）となります。

＜内訳＞

配分	料率（年率）
委託会社	0.432%（税抜0.4%）
販売会社	0.486%（税抜0.45%）
受託会社	0.054%（税抜0.05%）
合計	0.972%（税抜0.9%）

消費税率が10%となった場合

配分	料率（年率）
委託会社	0.44%（税抜0.4%）
販売会社	0.495%（税抜0.45%）
受託会社	0.055%（税抜0.05%）
合計	0.99%（税抜0.9%）

＜内容＞

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

①信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として、監査法人に年0.0054％（税抜0.005％）＊を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

＊消費税率が10％となった場合は年0.0055％（税抜0.005％）となります。

②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

＜収益分配金（普通分配金）に対する課税＞

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

税率
20.315％（所得税15.315％、地方税5％）

＜一部解約時および償還時に対する課税＞

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後３年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率
15.315%（所得税15.315%）

②個別元本方式について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元

本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1. の場合

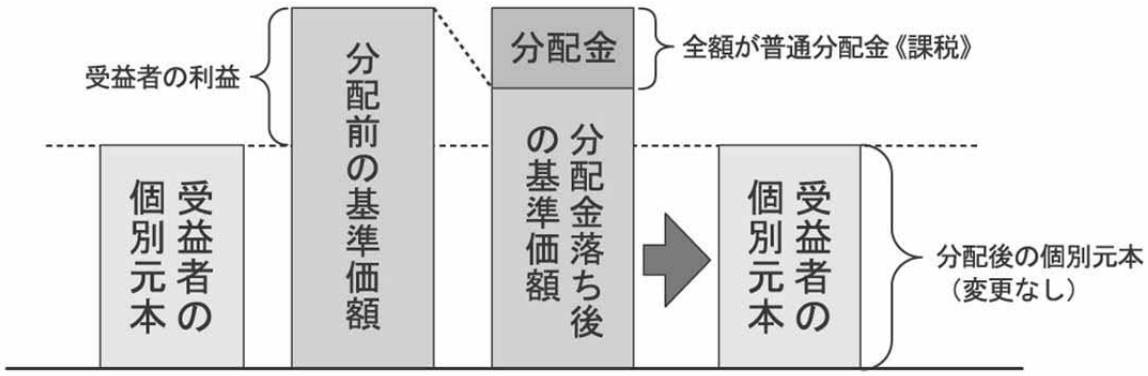

2. の場合

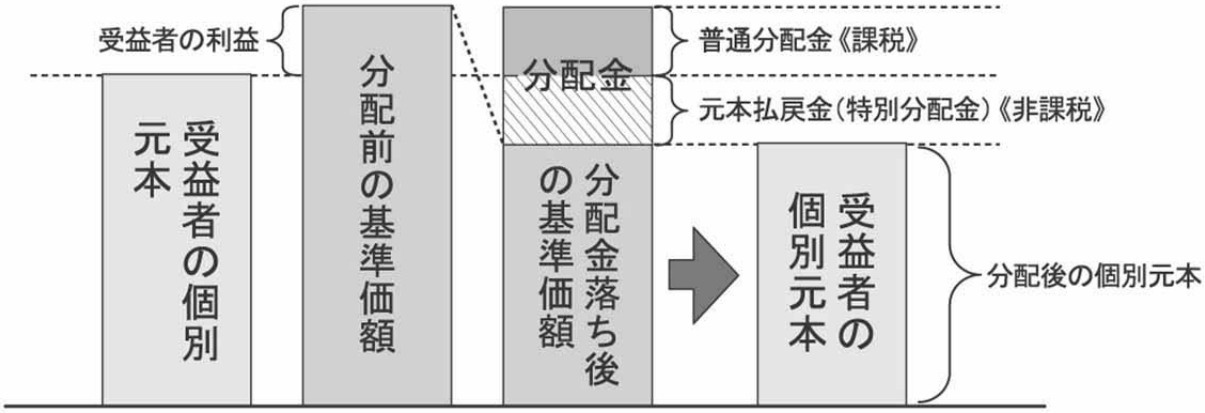

※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用はありません。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニア NISA（ニーサ）」の適用対象です。

＜少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になるこ

とができるのは、20歳未満までの方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は2019年7月31日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	39,485,045,545	99.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	197,456,967	0.50
合計(純資産総額)		39,682,502,512	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド	12,368,064,384	3.1528	38,994,913,193	3.1925	39,485,045,545	99.50

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期特定期間末 (2011年12月19日)	428,193,089	429,712,022	8,457	8,487
第2期特定期間末 (2012年 6月18日)	475,946,334	477,493,522	9,229	9,259
第3期特定期間末 (2012年12月18日)	585,117,838	586,721,557	10,946	10,976
第4期特定期間末 (2013年 6月18日)	842,094,561	848,067,792	14,098	14,198
第5期特定期間末 (2013年12月18日)	1,067,744,837	1,074,906,530	14,909	15,009
第6期特定期間末 (2014年 6月18日)	1,345,725,921	1,358,650,848	15,618	15,768
第7期特定期間末 (2014年12月18日)	1,730,241,327	1,745,676,107	16,815	16,965
第8期特定期間末 (2015年 6月18日)	1,174,644,753	1,185,552,764	16,153	16,303
第9期特定期間末 (2015年12月18日)	1,066,449,877	1,077,052,556	15,087	15,237
第10期特定期間末 (2016年 6月20日)	1,510,764,810	1,525,666,996	15,207	15,357
第11期特定期間末 (2016年12月19日)	1,291,652,052	1,305,450,429	14,041	14,191
第12期特定期間末 (2017年 6月19日)	864,171,165	877,524,769	12,943	13,143
第13期特定期間末 (2017年12月18日)	2,300,883,651	2,340,629,609	11,578	11,778
第14期特定期間末 (2018年 6月18日)	5,215,358,833	5,309,215,686	11,113	11,313
第15期特定期間末 (2018年12月18日)	16,707,249,972	17,024,031,625	10,548	10,748
第16期特定期間末 (2019年 6月18日)	38,956,911,266	39,410,003,126	10,318	10,438
2018年 7月末日	6,981,649,248	—	11,130	—
8月末日	9,099,142,040	—	10,947	—
9月末日	13,027,459,317	—	10,958	—
10月末日	14,134,462,547	—	10,575	—
11月末日	15,758,264,530	—	10,765	—
12月末日	17,028,716,639	—	10,409	—
2019年 1月末日	19,936,664,798	—	10,664	—
2月末日	23,568,894,696	—	10,538	—
3月末日	27,832,818,140	—	10,688	—
4月末日	31,848,832,548	—	10,355	—
5月末日	35,860,873,721	—	10,285	—
6月末日	38,330,520,336	—	10,331	—
7月末日	39,682,502,512	—	10,694	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期特定期間	2011年 6月30日～2011年12月19日	90
第2期特定期間	2011年12月20日～2012年 6月18日	180
第3期特定期間	2012年 6月19日～2012年12月18日	180
第4期特定期間	2012年12月19日～2013年 6月18日	390
第5期特定期間	2013年 6月19日～2013年12月18日	600
第6期特定期間	2013年12月19日～2014年 6月18日	650
第7期特定期間	2014年 6月19日～2014年12月18日	900
第8期特定期間	2014年12月19日～2015年 6月18日	900
第9期特定期間	2015年 6月19日～2015年12月18日	900
第10期特定期間	2015年12月19日～2016年 6月20日	900
第11期特定期間	2016年 6月21日～2016年12月19日	900
第12期特定期間	2016年12月20日～2017年 6月19日	1,000
第13期特定期間	2017年 6月20日～2017年12月18日	1,200
第14期特定期間	2017年12月19日～2018年 6月18日	1,200
第15期特定期間	2018年 6月19日～2018年12月18日	1,200
第16期特定期間	2018年12月19日～2019年 6月18日	1,120

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期特定期間	2011年 6月30日～2011年12月19日	△14.53
第2期特定期間	2011年12月20日～2012年 6月18日	11.26
第3期特定期間	2012年 6月19日～2012年12月18日	20.55
第4期特定期間	2012年12月19日～2013年 6月18日	32.36
第5期特定期間	2013年 6月19日～2013年12月18日	10.01
第6期特定期間	2013年12月19日～2014年 6月18日	9.12
第7期特定期間	2014年 6月19日～2014年12月18日	13.43
第8期特定期間	2014年12月19日～2015年 6月18日	1.42
第9期特定期間	2015年 6月19日～2015年12月18日	△1.03
第10期特定期間	2015年12月19日～2016年 6月20日	6.76
第11期特定期間	2016年 6月21日～2016年12月19日	△1.75
第12期特定期間	2016年12月20日～2017年 6月19日	△0.70
第13期特定期間	2017年 6月20日～2017年12月18日	△1.27
第14期特定期間	2017年12月19日～2018年 6月18日	6.35
第15期特定期間	2018年 6月19日～2018年12月18日	5.71
第16期特定期間	2018年12月19日～2019年 6月18日	8.44

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期特定期間	2011年 6月30日～2011年12月19日	507,675,608	1,364,340
第2期特定期間	2011年12月20日～2012年 6月18日	13,439,327	4,021,167
第3期特定期間	2012年 6月19日～2012年12月18日	41,613,786	22,769,976
第4期特定期間	2012年12月19日～2013年 6月18日	211,329,386	148,579,446
第5期特定期間	2013年 6月19日～2013年12月18日	226,670,598	107,824,384
第6期特定期間	2013年12月19日～2014年 6月18日	229,651,897	84,159,459
第7期特定期間	2014年 6月19日～2014年12月18日	339,705,455	172,381,917
第8期特定期間	2014年12月19日～2015年 6月18日	265,253,685	567,038,273
第9期特定期間	2015年 6月19日～2015年12月18日	140,463,558	160,819,030
第10期特定期間	2015年12月19日～2016年 6月20日	540,493,964	253,860,158
第11期特定期間	2016年 6月21日～2016年12月19日	190,238,995	263,826,246
第12期特定期間	2016年12月20日～2017年 6月19日	215,720,989	467,932,608
第13期特定期間	2017年 6月20日～2017年12月18日	1,468,988,449	149,370,769
第14期特定期間	2017年12月19日～2018年 6月18日	3,111,826,421	406,281,666
第15期特定期間	2018年 6月19日～2018年12月18日	12,608,616,789	1,462,376,798
第16期特定期間	2018年12月19日～2019年 6月18日	26,232,415,070	4,313,842,739

(注)第1期特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

（１）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	41,838,435,460	98.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	578,954,326	1.36
合計(純資産総額)		42,417,389,786	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (％)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	4,422	756,319.25	3,344,443,762	764,000	3,378,408,000	7.96
2	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	15,585	165,457.72	2,578,658,690	172,900	2,694,646,500	6.35
3	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	12,558	198,359.29	2,490,996,086	211,300	2,653,505,400	6.26
4	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	9,726	244,004.47	2,373,187,536	261,700	2,545,294,200	6.00
5	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	3,661	658,972.66	2,412,498,910	681,000	2,493,141,000	5.88
6	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	4,682	475,410.58	2,225,872,369	499,500	2,338,659,000	5.51
7	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	34,473	59,593.07	2,054,351,902	62,500	2,154,562,500	5.08
8	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	8,507	216,543.11	1,842,132,250	218,800	1,861,331,600	4.39
9	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	2,371	775,255.95	1,838,131,860	782,000	1,854,122,000	4.37
10	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	5,118	305,500	1,563,549,000	325,500	1,665,909,000	3.93
11	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	4,098	373,753.44	1,531,641,624	393,500	1,612,563,000	3.80
12	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	1,940	786,510.12	1,525,829,633	805,000	1,561,700,000	3.68
13	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	7,512	184,021.85	1,382,372,139	194,200	1,458,830,400	3.44
14	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	15,100	87,632.9	1,323,256,929	90,800	1,371,080,000	3.23
15	日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人	14,865	89,097.93	1,324,440,790	91,400	1,358,661,000	3.20
16	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	7,020	186,779.67	1,311,193,299	192,600	1,352,052,000	3.19
17	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	15,527	80,523.14	1,250,282,797	84,400	1,310,478,800	3.09
18	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	8,013	152,240.78	1,219,905,382	160,300	1,284,483,900	3.03

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
19	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	6,508	180,566.2	1,175,124,830	184,100	1,198,122,800	2.82
20	日本	投資証券	サンケイリアルエステート投資法人	9,789	111,204.19	1,088,577,854	119,200	1,166,848,800	2.75
21	日本	投資証券	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	46,734	17,844.03	833,923,215	19,340	903,835,560	2.13
22	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	6,512	127,924.03	833,041,314	136,300	887,585,600	2.09
23	日本	投資証券	グローバル・ワン不動産投資法人	6,198	134,061.69	830,914,365	138,400	857,803,200	2.02
24	日本	投資証券	星野リゾート・リート投資法人	1,516	547,761.97	830,407,158	563,000	853,508,000	2.01
25	日本	投資証券	ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人	4,656	124,228.09	578,406,017	124,700	580,603,200	1.37
26	日本	投資証券	投資法人みらい	7,800	56,370.32	439,688,559	56,500	440,700,000	1.04

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資証券	98.64
合計	98.64

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

＜参考情報＞

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2019年7月31日現在

基準価額・純資産の推移

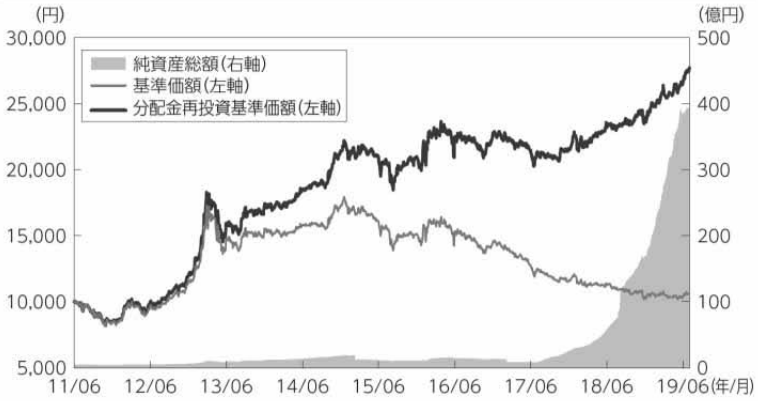

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2019年 7月	120円
2019年 6月	120円
2019年 5月	200円
2019年 4月	200円
2019年 3月	200円
直近1年累計	2,240円
設定来累計	12,430円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

基準価額	10,694円
純資産総額	396億円

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(明治安田J-REITマザーファンド)

	銘柄名	投資比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	7.96
2	野村不動産マスターファンド投資法人	6.35
3	オリックス不動産投資法人	6.26
4	日本プロロジスリート投資法人	6.00
5	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.88
6	アクティビア・プロパティーズ投資法人	5.51
7	インヴィンシブル投資法人	5.08
8	日本リテールファンド投資法人	4.39
9	ケネディクス・オフィス投資法人	4.37
10	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	3.93

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

組入銘柄(国内債券)

2019年7月31日現在の組入はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
※2011年は設定日(2011年6月30日)から年末までの収益率、2019年は7月末までの収益率を表示しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。

※販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

（２）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（３）取得価額は取得申込受付日の基準価額とします。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

（４）申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）＊を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

※申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。

※分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

＊消費税率が10%となった場合は3.3%（税抜3.0%）となります。

（５）申込単位は、販売会社が定める単位とします。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

（６）ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

※「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。

※販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合わせください。

※「分配金再投資コース」で当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、定期引出契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）を締結することにより、実際に収益分配金を受取ることができる場合があります。

（７）申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

（８）委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

（１）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（２）一部解約の価額（解約価額）は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から0.2%の信託財産留保額を控除した金額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

（３）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（４）換金手数料はありません。

（５）換金単位は、販売会社が定める単位とします。

※自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

（６）一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

（７）委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができるものとします。

（８）上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

（９）信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
不動産投資信託（リート）	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月19日から翌月18日までとすることを原則とします。

※各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

①信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 上記2．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項に

おいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 上記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2. から4. までの手続を行うことが困難な場合においては適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、この信託は、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併

合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、上記1. の事項（上記1. の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 上記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 上記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 上記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

⑧反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑨運用報告書

委託会社は、6月および12月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑩その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

⑪公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

   http://www.myam.co.jp/

2. 上記1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

⑬関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金請求権

①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

③収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

⑤分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金請求権

①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

②償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（3）受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該信託契約の解約またはその内容が重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当します。そのため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（4）信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

（5）帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第16期特定期間（2018年12月19日から2019年６月18日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０１９年8月９日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）の２０１８年１２月１９日から２０１９年６月１８日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）の２０１９年6月１８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１【財務諸表】

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）

（１）【貸借対照表】

	第15期特定期間末 （2018年12月18日現在）	第16期特定期間末 （2019年６月18日現在）
科目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	432,800,380	767,930,396
親投資信託受益証券	16,625,737,953	38,766,720,273
流動資産合計	**17,058,538,333**	**39,534,650,669**
資産合計	**17,058,538,333**	**39,534,650,669**
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	316,781,653	453,091,860
未払解約金	22,144,318	96,355,070
未払受託者報酬	682,559	1,561,941
未払委託者報酬	11,603,464	26,552,963
その他未払費用	76,367	177,569
流動負債合計	**351,288,361**	**577,739,403**
負債合計	**351,288,361**	**577,739,403**
純資産の部		
元本等		
元本	**15,839,082,670**	**37,757,655,001**
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	868,167,302	1,199,256,265
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	**16,707,249,972**	**38,956,911,266**
純資産合計	**16,707,249,972**	**38,956,911,266**
負債純資産合計	**17,058,538,333**	**39,534,650,669**

（２）【損益及び剰余金計算書】

	第15期特定期間 （自　2018年６月19日 至　2018年12月18日）	第16期特定期間 （自　2018年12月19日 至　2019年６月18日）
科目	金額（円）	金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益	709,985,458	2,388,162,320
営業収益合計	**709,985,458**	**2,388,162,320**
営業費用		
受託者報酬	2,990,232	7,047,014
委託者報酬	50,833,848	119,799,151
その他費用	358,297	869,546
営業費用合計	**54,182,377**	**127,715,711**
営業利益又は営業損失（△）	**655,803,081**	**2,260,446,609**
経常利益又は経常損失（△）	**655,803,081**	**2,260,446,609**
当期純利益又は当期純損失（△）	**655,803,081**	**2,260,446,609**
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	**52,314**	**769,012**
期首剰余金又は期首欠損金（△）	**522,516,154**	**868,167,302**
剰余金増加額又は欠損金減少額	**1,152,986,469**	**1,199,689,278**
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,152,986,469	1,199,689,278
剰余金減少額又は欠損金増加額	**130,939,163**	**178,102,636**
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	130,939,163	178,102,636
分配金	**1,332,146,925**	**2,950,175,276**
期末剰余金又は期末欠損金（△）	**868,167,302**	**1,199,256,265**

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
３．その他	当ファンドの特定期間は、2018年12月19日から2019年６月18日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第15期特定期間末 （2018年12月18日現在）	第16期特定期間末 （2019年６月18日現在）
１．特定期間の末日における受益権の総数	１．特定期間の末日における受益権の総数
15,839,082,670口	37,757,655,001口
２．特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額	２．特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額
１口当たり純資産額　1.0548円	１口当たり純資産額　1.0318円
（10,000口当たり純資産額）　(10,548円)	（10,000口当たり純資産額）　(10,318円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第15期特定期間 （自　2018年６月19日 至　2018年12月18日）	第16期特定期間 （自　2018年12月19日 至　2019年６月18日）

分配金の計算過程

第82期（2018年６月19日から2018年７月18日まで）

計算期間末における分配対象額1,906,645,617円(10,000口当たり3,318円55銭)のうち、114,907,910円（10,000口当たり200円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	18,368,357円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	111,130,536円
収益調整金額	C	1,777,146,724円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	1,906,645,617円
期末受益権口数	F	5,745,395,547口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	3,318円55銭
10,000口当たりの分配金額	H	200円00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	114,907,910円

第83期（2018年７月19日から2018年８月20日まで）

計算期間末における分配対象額2,168,177,670円(10,000口当たり3,141円15銭)のうち、138,049,668円（10,000口当たり200円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	13,052,475円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	2,140,606,282円
分配準備積立金額	D	14,518,913円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	2,168,177,670円
期末受益権口数	F	6,902,483,427口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	3,141円15銭
10,000口当たりの分配金額	H	200円00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	138,049,668円

分配金の計算過程

第88期（2018年12月19日から2019年１月18日まで）

計算期間末における分配対象額4,574,223,601円(10,000口当たり2,615円93銭)のうち、349,720,068円（10,000口当たり200円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	111,536,767円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	37,047,990円
収益調整金額	C	4,425,638,844円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	4,574,223,601円
期末受益権口数	F	17,486,003,403口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	2,615円93銭
10,000口当たりの分配金額	H	200円00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	349,720,068円

第89期（2019年１月19日から2019年２月18日まで）

計算期間末における分配対象額5,226,698,442円(10,000口当たり2,511円44銭)のうち、416,230,192円（10,000口当たり200円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	64,075,978円
有価証券売買等損益額（費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	129,633,908円
収益調整金額	C	5,032,988,556円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	5,226,698,442円
期末受益権口数	F	20,811,509,643口
10,000口当たりの分配対象額（E÷F×10,000）	G	2,511円44銭
10,000口当たりの分配金額	H	200円00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	416,230,192円

第15期特定期間 （自　2018年６月19日 至　2018年12月18日）	第16期特定期間 （自　2018年12月19日 至　2019年６月18日）

第84期（2018年８月21日から2018年９月18日まで）
計算期間末における分配対象額3,414,207,134円(10,000口当たり3,011円91銭)のうち、226,713,451円（10,000口当たり200円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	29,424,161円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	45,245,270円
収益調整金額	C	3,339,537,703円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）	E	3,414,207,134円
期末受益権口数	F	11,335,672,599口
10,000口当たりの分配対象額 （Ｅ÷Ｆ×10,000）	G	3,011円91銭
10,000口当たりの分配金額	H	200円00銭
分配金額（Ｆ×Ｈ÷10,000）	I	226,713,451円

第85期（2018年９月19日から2018年10月18日まで）
計算期間末における分配対象額3,681,229,140円(10,000口当たり2,877円28銭)のうち、255,882,260円（10,000口当たり200円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	22,592,304円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	59,680,248円
収益調整金額	C	3,598,956,588円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）	E	3,681,229,140円
期末受益権口数	F	12,794,113,041口
10,000口当たりの分配対象額 （Ｅ÷Ｆ×10,000）	G	2,877円28銭
10,000口当たりの分配金額	H	200円00銭
分配金額（Ｆ×Ｈ÷10,000）	I	255,882,260円

第90期（2019年２月19日から2019年３月18日まで）
計算期間末における分配対象額6,391,753,833円(10,000口当たり2,673円93銭)のうち、478,079,160円（10,000口当たり200円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	99,862,781円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	758,697,245円
収益調整金額	C	5,533,193,807円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）	E	6,391,753,833円
期末受益権口数	F	23,903,958,045口
10,000口当たりの分配対象額 （Ｅ÷Ｆ×10,000）	G	2,673円93銭
10,000口当たりの分配金額	H	200円00銭
分配金額（Ｆ×Ｈ÷10,000）	I	478,079,160円

第91期（2019年３月19日から2019年４月18日まで）
計算期間末における分配対象額7,317,130,872円(10,000口当たり2,488円32銭)のうち、588,117,456円（10,000口当たり200円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	35,246,239円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	6,911,904,852円
分配準備積立金額	D	369,979,781円
分配対象額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）	E	7,317,130,872円
期末受益権口数	F	29,405,872,809口
10,000口当たりの分配対象額 （Ｅ÷Ｆ×10,000）	G	2,488円32銭
10,000口当たりの分配金額	H	200円00銭
分配金額（Ｆ×Ｈ÷10,000）	I	588,117,456円

第15期特定期間 （自　2018年６月19日 至　2018年12月18日）	第16期特定期間 （自　2018年12月19日 至　2019年６月18日）

第86期（2018年10月19日から2018年11月19日まで）
計算期間末における分配対象額3,999,611,598円(10,000口当たり2,858円78銭)のうち、279,811,983円（10,000口当たり200円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	32,300,949円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	220,002,460円
収益調整金額	C	3,747,308,189円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）	E	3,999,611,598円
期末受益権口数	F	13,990,599,198口
10,000口当たりの分配対象額 （Ｅ÷Ｆ×10,000）	G	2,858円78銭
10,000口当たりの分配金額	H	200円00銭
分配金額（Ｆ×Ｈ÷10,000）	I	279,811,983円

第87期（2018年11月20日から2018年12月18日まで）
計算期間末における分配対象額4,319,786,549円(10,000口当たり2,727円29銭)のうち、316,781,653円（10,000口当たり200円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	47,555,276円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	58,062,955円
収益調整金額	C	4,214,168,318円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）	E	4,319,786,549円
期末受益権口数	F	15,839,082,670口
10,000口当たりの分配対象額 （Ｅ÷Ｆ×10,000）	G	2,727円29銭
10,000口当たりの分配金額	H	200円00銭
分配金額（Ｆ×Ｈ÷10,000）	I	316,781,653円

第92期（2019年４月19日から2019年５月20日まで）
計算期間末における分配対象額8,633,270,061円(10,000口当たり2,596円71銭)のうち、664,936,540円（10,000口当たり200円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	56,980,606円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	964,817,411円
収益調整金額	C	7,611,472,044円
分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）	E	8,633,270,061円
期末受益権口数	F	33,246,827,001口
10,000口当たりの分配対象額 （Ｅ÷Ｆ×10,000）	G	2,596円71銭
10,000口当たりの分配金額	H	200円00銭
分配金額（Ｆ×Ｈ÷10,000）	I	664,936,540円

第93期（2019年５月21日から2019年６月18日まで）
計算期間末における分配対象額9,145,288,683円(10,000口当たり2,422円10銭)のうち、453,091,860円（10,000口当たり120円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	85,818,219円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	8,712,073,780円
分配準備積立金額	D	347,396,684円
分配対象額（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）	E	9,145,288,683円
期末受益権口数	F	37,757,655,001口
10,000口当たりの分配対象額 （Ｅ÷Ｆ×10,000）	G	2,422円10銭
10,000口当たりの分配金額	H	120円00銭
分配金額（Ｆ×Ｈ÷10,000）	I	453,091,860円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

	第15期特定期間 （自　2018年６月19日 至　2018年12月18日）	第16期特定期間 （自　2018年12月19日 至　2019年６月18日）
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「２.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「２.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
４．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

	第15期特定期間 （自　2018年６月19日 至　2018年12月18日）	第16期特定期間 （自　2018年12月19日 至　2019年６月18日）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第15期特定期間（自　2018年６月19日　至　2018年12月18日）

該当事項はございません。

第16期特定期間（自　2018年12月19日　至　2019年６月18日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

１．元本の移動

	第15期特定期間 （自　2018年６月19日 至　2018年12月18日）	第16期特定期間 （自　2018年12月19日 至　2019年６月18日）
期首元本額	4,692,842,679円	15,839,082,670円
期中追加設定元本額	12,608,616,789円	26,232,415,070円
期中一部解約元本額	1,462,376,798円	4,313,842,739円

２．有価証券関係

売買目的有価証券

	第15期特定期間 （自　2018年６月19日 至　2018年12月18日）	第16期特定期間 （自　2018年12月19日 至　2019年６月18日）
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	117,429,373	27,412,465
合計	117,429,373	27,412,465

３．デリバティブ取引関係

第15期特定期間末（2018年12月18日現在）

該当事項はございません。

第16期特定期間末（2019年６月18日現在）

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式（2019年６月18日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券　（2019年６月18日現在）

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド	12,745,502,457	38,766,720,273	
合計		12,745,502,457	38,766,720,273	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）
当ファンドは「明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
同親投資信託の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

（１）貸借対照表

	（2019年６月18日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,384,199,288
投資証券	40,586,214,680
未収配当金	198,737,629
流動資産合計	**42,169,151,597**
資産合計	**42,169,151,597**
負債の部	
流動負債	
未払金	656,040,581
未払解約金	19,550,000
その他未払費用	50,748
流動負債合計	**675,641,329**
負債合計	**675,641,329**
純資産の部	
元本等	
元本	**13,642,173,581**
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	27,851,336,687
元本等合計	**41,493,510,268**
純資産合計	**41,493,510,268**
負債純資産合計	**42,169,151,597**

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．運用資産の評価基準及び評価方法	（１）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。
２．費用・収益の計上基準	（１）受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
３．その他	貸借対照表は、ファンドの特定期間末の2019年６月18日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、2018年６月19日から2019年６月18日までとなっております。

（その他の注記）

（2019年６月18日現在）	
１．元本の移動	
対象期間（自　2018年12月19日　至　2019年６月18日）の元本状況	
期首（2018年12月19日）の元本額	6,657,237,579円
対象期間中の追加設定元本額	7,827,635,380円
対象期間中の一部解約元本額	842,699,378円
2019年６月18日現在の元本額の内訳　※	
明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）	12,745,502,457円
ノーロード明治安田５資産バランス（安定コース）	10,937,587円
ノーロード明治安田５資産バランス（安定成長コース）	11,625,396円
ノーロード明治安田５資産バランス（積極コース）	22,970,687円
ノーロード明治安田Ｊ－ＲＥＩＴアクティブ	517,556,885円
ノーロード明治安田円資産バランス	73,741,863円
明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ・Ｐファンド（適格機関投資家私募）	259,838,706円
計	13,642,173,581円
２．対象期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	3.0416円
（10,000口当たり純資産額）	(30,416円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式（2019年６月18日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券　（2019年６月18日現在）

種類	銘柄	口数（口）	評価額		備考
			単価	金額	
投資証券					
日本円	サンケイリアルエステート投資法人	7,335	109,700	804,649,500	
	ＭＣＵＢＳ　ＭｉｄＣｉｔｙ投資法人	6,298	104,300	656,881,400	
	森ヒルズリート投資法人	8,305	152,100	1,263,190,500	
	産業ファンド投資法人	13,434	134,500	1,806,873,000	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	7,148	186,600	1,333,816,800	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	3,718	472,000	1,754,896,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	6,622	305,500	2,023,021,000	
	日本プロロジスリート投資法人	9,719	243,900	2,370,464,100	
	星野リゾート・リート投資法人	1,408	547,000	770,176,000	
	ヒューリックリート投資法人	7,415	183,800	1,362,877,000	
	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	41,214	17,770	732,372,780	
	積水ハウス・リート投資法人	15,386	80,500	1,238,573,000	
	ケネディクス商業リート投資法人	4,247	265,100	1,125,879,700	
	野村不動産マスターファンド投資法人	15,365	165,400	2,541,371,000	
	ラサールロジポート投資法人	4,151	127,500	529,252,500	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	3,449	362,000	1,248,538,000	
	日本ビルファンド投資法人	4,135	756,000	3,126,060,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	3,538	657,000	2,324,466,000	
	日本リテールファンド投資法人	8,366	216,500	1,811,239,000	
	オリックス不動産投資法人	11,951	198,000	2,366,298,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	6,092	134,000	816,328,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	6,249	180,400	1,127,319,600	
	森トラスト総合リート投資法人	4,412	175,800	775,629,600	
	インヴィンシブル投資法人	35,922	59,600	2,140,951,200	
	ケネディクス・オフィス投資法人	2,318	775,000	1,796,450,000	
	大和証券オフィス投資法人	1,813	787,000	1,426,831,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	14,975	87,600	1,311,810,000	
小計		254,985		40,586,214,680	
合計				40,586,214,680	

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

（2019年7月31日現在）

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	39,923,165,320 円
Ⅱ　負債総額	240,662,808 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	39,682,502,512 円
Ⅳ　発行済口数	37,107,059,037 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0694 円
（1万口当たり純資産額）	（10,694 円）

（参考）

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	42,785,377,797 円
Ⅱ　負債総額	367,988,011 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	42,417,389,786 円
Ⅳ　発行済口数	13,286,572,113 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.1925 円
（1万口当たり純資産額）	（31,925 円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：　　10億円

会社が発行する株式総数：　　33,220株

発行済株式総数：　　18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年7月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種　類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	147 本	1,675,536,960,967 円
単位型株式投資信託	5 本	20,469,524,012 円
合　計	152 本	1,696,006,484,979 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年６月７日

明治安田アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　熊木幸雄

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　蓑輪康喜

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2019年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,848,374	8,783,641
前払費用	120,943	166,084
未収委託者報酬	1,195,215	1,653,543
未収運用受託報酬	121,276	124,755
未収投資助言報酬	241,655	256,406
その他	171	186
流動資産合計	10,527,636	10,984,617
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 183,994	※1 167,904
器具備品	※1 171,123	※1 153,164
建設仮勘定	258	35,501
有形固定資産合計	355,375	356,569
無形固定資産		
ソフトウェア	72,467	60,361
電話加入権	6,662	6,662
その他	26	3
ソフトウェア仮勘定	－	13,000
無形固定資産合計	79,156	80,028
投資その他の資産		
投資有価証券	－	2,022
長期差入保証金	181,690	181,690
長期前払費用	5,381	4,920
前払年金費用	65,364	45,606
繰延税金資産	23,583	43,576
投資その他の資産合計	276,019	277,816
固定資産合計	710,552	714,413
資産合計	11,238,188	11,699,031

（単位：千円）

	前事業年度 （2018年3月31日）	当事業年度 （2019年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	66,282	87,372
未払金	947,328	917,223
未払収益分配金	132	134
未払償還金	7,137	－
未払手数料	411,569	600,682
その他未払金	528,489	316,406
未払費用	34,681	40,858
未払法人税等	237,896	398,894
未払消費税等	59,288	93,070
賞与引当金	111,465	125,179
流動負債合計	1,456,943	1,662,600
固定負債		
資産除去債務	58,490	58,882
固定負債合計	58,490	58,882
負債合計	1,515,433	1,721,483
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,032,929	2,287,707
利益剰余金合計	5,207,971	5,462,748
株主資本合計	9,722,754	9,977,532
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	－	15
評価・換算差額等合計	－	15
純資産合計	9,722,754	9,977,548
負債・純資産合計	11,238,188	11,699,031

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2017年4月1日 至　2018年3月31日）	当事業年度 （自　2018年4月1日 至　2019年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	4,855,026	6,438,402
受入手数料	5,274	4,468
運用受託報酬	1,999,074	1,821,257
投資助言報酬	435,317	581,193
営業収益合計	7,294,693	8,845,322
営業費用		
支払手数料	1,675,008	2,241,473
広告宣伝費	70,117	43,065
公告費	－	375
調査費	1,378,602	1,580,451
調査費	574,087	584,064
委託調査費	804,514	996,386
委託計算費	341,672	365,866
営業雑経費	98,265	157,569
通信費	14,032	22,936
印刷費	70,234	118,976
協会費	8,466	9,325
諸会費	5,531	5,804
営業雑費	0	525
営業費用合計	3,563,665	4,388,800
一般管理費		
給料	1,504,298	1,657,528
役員報酬	64,993	76,585
給料・手当	1,163,033	1,269,478
賞与	276,272	311,465
賞与引当金繰入	111,465	125,179
法定福利費	229,143	251,898
福利厚生費	37,638	31,313
交際費	1,309	2,071
寄付金	200	200
旅費交通費	29,907	34,359
租税公課	61,257	71,711
不動産賃借料	157,238	202,713
退職給付費用	43,818	84,659
固定資産減価償却費	75,829	88,029
事務委託費	97,645	98,081
諸経費	78,926	99,121
一般管理費合計	2,428,681	2,746,868
営業利益	1,302,346	1,709,653

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2017年4月1日 至　2018年3月31日）	当事業年度 （自　2018年4月1日 至　2019年3月31日）
営業外収益		
受取利息	179	179
受取配当金	9	－
投資有価証券売却益	98	－
償還金等時効完成分	28	7,169
保険契約返戻金・配当金	※1 1,164	※1 1,332
為替差益	631	－
雑益	663	691
営業外収益合計	2,775	9,373
営業外費用		
為替差損	－	48
雑損失	663	1,547
時効成立後支払償還金	1,564	－
営業外費用合計	2,228	1,596
経常利益	1,302,892	1,717,430
特別損失		
固定資産除却損	※2 10,559	－
移設関連費用	30,245	－
特別損失合計	40,805	－
税引前当期純利益	1,262,087	1,717,430
法人税、住民税及び事業税	372,601	548,652
法人税等調整額	△44,522	△ 19,999
法人税等合計	328,078	528,652
当期純利益	934,008	1,188,777

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,789,505	4,964,546	9,479,330
当期変動額					
剰余金の配当			△690,584	△690,584	△690,584
当期純利益			934,008	934,008	934,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△243,424	△243,424	△243,424
当期末残高	83,040	3,092,001	2,032,929	5,207,971	9,722,754

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	36	36	9,479,367
当期変動額			
剰余金の配当			△690,584
当期純利益			934,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△36	△36	△36
当期変動額合計	△36	△36	243,387
当期末残高	－	－	9,722,754

当事業年度　（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,032,929	5,207,971	9,722,754
当期変動額					
剰余金の配当			△933,999	△933,999	△933,999
当期純利益			1,188,777	1,188,777	1,188,777
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	254,777	254,777	254,777
当期末残高	83,040	3,092,001	2,287,707	5,462,748	9,977,532

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	9,722,754
当期変動額			
剰余金の配当			△933,999
当期純利益			1,188,777
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15	15	15
当期変動額合計	15	15	254,793
当期末残高	15	15	9,977,548

［注記事項］

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2．固定資産の減価償却方法
(1) 有形固定資産
定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　　6年～18年
器具備品　3年～20年
(2) 無形固定資産
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準
(1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
(2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)
(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号　平成 30 年 2 月 16 日) を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。
この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」57,561 千円は「固定負債」の「繰延税金負債」33,978 千円と相殺して、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」23,583 千円として表示しており、変更前と比べ資産合計が 33,978 千円、負債合計が 33,978 千円減少しております。

(貸借対照表関係)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	33,110千円	50,882千円
器具備品	233,830千円	283,070千円

(損益計算書関係)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自　2017年4月1日 至　2018年3月31日)	当事業年度 (自　2018年4月1日 至　2019年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,164千円	1,332千円

※2 前事業年度　(自　2017年4月1日　至　2018年3月31日)
固定資産除却損の内容は、主に建物付属設備6,108千円、システム関係3,084千円、什器備品1,362千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)
前事業年度　(自　2017年4月1日　至　2018年3月31日)
1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	－	－	18,887株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	690,584,268円	36,564円00銭	2017年3月31日	2017年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	933,999,924円	49,452円00銭	2018年3月31日	2018年6月27日

当事業年度　(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	－	－	18,887株

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日定時株主総会	普通株式	933,999,924円	49,452円00銭	2018年3月31日	2018年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,188,766,667円	62,941円00銭	2019年3月31日	2019年6月20日

（リース取引関係）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2017年4月1日 至　2018年3月31日）	当事業年度 （自　2018年4月1日 至　2019年3月31日）
1年内	8,789	8,789
1年超	29,296	20,507
合計	38,085	29,296

（金融商品関係）
1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制
営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。差入保証金は、賃貸借契約先の森ビルに対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価格の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。
営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、１年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度　(2018年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,848,374	8,848,374	－
(2) 未収委託者報酬	1,195,215	1,195,215	－
(3) 未収運用受託報酬	121,276	121,276	－
(4) 未収投資助言報酬	241,655	241,655	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	－	－	－
(6) 長期差入保証金	181,690	181,208	△481
資産計	10,588,211	10,587,730	△481
(1) 未払手数料	411,569	411,569	－
(2) その他未払金	528,489	528,489	－
負債計	940,058	940,058	－

当事業年度　(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,783,641	8,783,641	－
(2) 未収委託者報酬	1,653,543	1,653,543	－
(3) 未収運用受託報酬	124,755	124,755	－
(4) 未収投資助言報酬	256,406	256,406	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	2,022	2,022	－
(6) 長期差入保証金	181,690	184,263	2,572
資産計	11,002,059	11,004,632	2,572
(1) 未払手数料	600,682	600,682	－
(2) その他未払金	316,406	316,406	－
負債計	917,089	917,089	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度　(2018年3月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 １０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
現金・預金	8,848,087	－	－	－
未収委託者報酬	1,195,215	－	－	－
未収運用受託報酬	121,276	－	－	－
未収投資助言報酬	241,655	－	－	－
投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	－	－	－	－
長期差入保証金	－	－	181,690	－
合計	10,406,234	－	181,690	－

当事業年度　(2019年3月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 １０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
現金・預金	8,783,536	－	－	－
未収委託者報酬	1,653,543	－	－	－
未収運用受託報酬	124,755	－	－	－
未収投資助言報酬	256,406	－	－	－
投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	－	1,004	－	－
長期差入保証金	－	－	181,690	－
合計	10,818,241	1,004	181,690	－

(有価証券関係)

1.その他有価証券

前事業年度　(2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	－	－	－
債券	－	－	－
その他(投資信託)	2,022	2,000	22
小計	2,022	2,000	22
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	－	－	－
債券	－	－	－
その他(投資信託)	－	－	－
小計	－	－	－
合計	2,022	2,000	22

2.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自　2017年4月1日　至　2018年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	1,198	98	－

当事業年度(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)

該当事項はありません。

3.減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自　2017年4月1日　至　2018年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△48,679	千円
退職給付費用	43,818	〃
退職給付の支払額	－	〃
制度への拠出額	△60,503	〃
前払年金費用の期末残高	△65,364	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	618,696	千円
年金資産	△684,333	〃
	△65,637	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△65,364	〃
前払年金費用	△65,364	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△65,364	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	43,818	千円

当事業年度（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△65,364	千円
退職給付費用	84,659	〃
退職給付の支払額	－	〃
制度への拠出額	△64,901	〃
前払年金費用の期末残高	△45,606	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	702,199	千円
年金資産	△748,078	〃
	△45,879	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△45,606	〃
前払年金費用	△45,606	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△45,606	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	84,659	千円

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 （2018年3月31日）		当事業年度 （2019年3月31日）	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	34,130	千円	38,330	千円
未払事業税	16,621	〃	24,142	〃
資産除去債務	17,909	〃	18,029	〃
その他	8,629	〃	9,379	〃
繰延税金資産小計	77,291	〃	89,882	〃
評価性引当額	△19,484	〃	△19,573	〃
繰延税金資産合計	57,806	〃	70,308	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	－	〃	△7	〃
資産除去費用	△14,208	〃	△12,760	〃
前払年金費用	△20,014	〃	△13,964	〃
繰延税金負債合計	△34,222	〃	△26,732	〃
繰延税金資産の純額	23,583	〃	43,576	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2018年3月31日）		当事業年度 （2019年3月31日）	
法定実効税率	30.86	%	－	%
（調整）				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02	〃	－	〃
評価性引当額の増減	△4.08	〃	－	〃
雇用拡大促進税制の特別控除	△1.03	〃	－	〃
住民税均等割	0.18	〃	－	〃
その他	0.04	〃	－	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.99	%	－	%

（注） 当事業年度は、法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時（１５年）としており、割引率は0.027%～1.314%を適用しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2017年4月1日 至　2018年3月31日）		当事業年度 （自　2018年4月1日 至　2019年3月31日）	
期首残高	28,843	千円	58,490	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	29,266	〃	－	〃
時の経過による調整額	380	〃	391	〃
期末残高	58,490	千円	58,882	千円

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)
[セグメント情報]
当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
前事業年度　(自　2017年4月1日　至　2018年3月31日)
1.製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への営業収益	4,855,026	5,274	1,999,074	435,317	7,294,693

2.地域ごとの情報
(1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度　(自　2018年4月1日　至　2019年3月31日)
1.製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への営業収益	6,438,402	4,468	1,821,257	581,193	8,845,322

2.地域ごとの情報
(1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度　（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	260,000	生命保険業	（被所有）直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	396,472	未収投資助言報酬	221,851
							支払手数料	351,238	未払手数料	114,770

当事業年度　（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	260,000	生命保険業	（被所有）直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	406,364	未収投資助言報酬	215,154
							支払手数料	438,123	未払手数料	126,032

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

（注）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）	当事業年度（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）
1株当たり純資産額	514,785円55銭	528,275円96銭
1株当たり当期純利益金額	49,452円47銭	62,941円57銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度（2018年3月31日）	当事業年度（2019年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	9,722,754	9,977,548
普通株式に係る純資産額（千円）	9,722,754	9,977,548
差額の主な内訳	－	－
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	－	－
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）	当事業年度（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）
当期純利益（千円）	934,008	1,188,777
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	934,008	1,188,777
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）

約　款

＜明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）＞

運用の基本方針

約款第 18 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針
この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。
2. 運用方法
(1) 投資対象
明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券および日本国債を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の金融商品取引所に上場（それに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券※（以下「Ｊ－ＲＥＩＴ」ということがあります。）への投資を行います。
※一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。
②リスク抑制の観点からイールドスプレッド等の変動に応じてマザーファンド（Ｊ－ＲＥＩＴ）の組入比率を調整します。
③Ｊ－ＲＥＩＴの組入比率を抑制する場合は、主として日本国債に投資を行います。
④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限
①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
②マザーファンドを通じて行う投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
③株式への直接投資は行いません。
④外貨建資産への直接投資は行いません。
⑤不動産投信指数先物取引および有価証券先物取引等は約款の所定の範囲で行います。
⑥スワップ取引は約款の所定の範囲で行います。
3. 収益分配方針
毎月 18 日（決算日が休日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
明治安田Ｊ－ＲＥＩＴ戦略ファンド（毎月分配型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）
第1条　この信託は、証券投資信託であり、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第2条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第3条　委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第4条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第5条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第6条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第7条　委託者は、第2条の規定による受益権については100億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第8条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、

委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 11 条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第 12 条　委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対しては、委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。また、委託者の指定する販売会社と別に定める自動継続投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

②前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第 4 項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、第 4 項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は当該取得申込金額に応じ、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を取得申込日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1 口につき 1 円とします。）に乗じて得た額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第 38 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 33 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決裁機能の停止、その他やむをえない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 19 条、第 20 条および第 21 条に定めるものに限ります。）
   ハ．約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。）
   ニ．金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド（その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とした親投資信託である証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
7. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
8. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
9. コマーシャル・ペーパー
10. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
11. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
12. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号から第 5 号までの証券および第 10 号ならびに第 15 号の証券または証書のうち第 1 号から第 5 号までの証券の性質を有するものおよび第 12 号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 11 号および第 12 号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 17 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 25 条において同じ。）、第 25 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条、第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条から第 24 条まで、および第 28 条から第 30 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 15 条、第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条から第 24 条まで、および第 28 条から第 30 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 18 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 18 条の 2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 19 条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）のうちわが国の不動産投信指数を対象とする先物取引および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 20 条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図）

第21条　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第21条の2　デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債または第24条の規定により借入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第 25 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 26 条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 27 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 28 条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 29 条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 30 条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第 31 条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 32 条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 33 条　この信託の計算期間は、毎月 19 日から翌月 18 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 23 年 10 月 18 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託契約の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 34 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 35 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額および受託者が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第 36 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 90 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 37 条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 38 条　収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前

において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第 41 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 41 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 39 条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 40 条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、第 38 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 38 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第 41 条　受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。また、委託者の指定する販売会社のうち、別に定める契約に係る受益権については 1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。

⑥前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第 42 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第 43 条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までの手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 44 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 45 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 46 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 47 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 48 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第 48 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、

併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第49条　この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第50条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.myam.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第51条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条　第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　第21条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該

指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

平成23年6月30日

東京都港区北青山三丁目6番7号
委託者　明治安田アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　佐藤　公俊

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
受託者　三菱UFJ託銀行株式会社
取締役社長　岡内　欣也

親投資信託

明治安田Ｊ－ＲＥＩＴマザーファンド

運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場（それに準ずるものを含みます。以下同じ。）している不動産投資信託証券※（以下、Ｊ－ＲＥＩＴということがあります。）を主要投資対象とします。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。

(2) 投資態度

①Ｊ－ＲＥＩＴへの投資を通じ、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指します。

②Ｊ－ＲＥＩＴの個別銘柄の組入れにあたっては、マクロ動向、不動産市況、個別銘柄の定量・定性面について分析し、投資対象銘柄の選定およびポートフォリオの構築を行います。

③Ｊ－ＲＥＩＴの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②株式への直接投資は行いません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

④不動産投信指数先物取引および有価証券先物取引等は約款の所定の範囲で行います。

⑤スワップ取引は約款の所定の範囲で行います。